

令和5年第4回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和5年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和5年12月5日	9時30分	議長	重松一徳	
	散会	令和5年12月5日	12時04分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水田 志保	出	9番	末次 明	出
	3番	中牟田 文明	出	10番	栗野 久明	出
	4番	佐々木 教雄	出	11番	大山 勝代	出
	5番	中村 絵理	出	12番	松石 信男	出
	6番	天本 勉	出	13番	重松 一徳	出
	7番	松石 健児	出			
会議録署名議員	11番	大山 勝代		12番	松石 信男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 井上 克哉		(係長) 天野 拓也		(書記) 濱口 結花	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也		産業振興課長	大石 顕	
	副町長	酒井 英良		まちづくり課長	井上 信治	
	教育長	柴田 昌範		定住促進課長	山田 恵	
	総務課長	平野 裕志		建設課長	今泉 雅己	
	企画政策課長	亀山 博史		会計管理者	寺崎 博文	
	財政課長	吉田 茂喜		教育学習課長	古賀 浩	
	税務課長	古賀 満宏		福祉課参事	松田 美紀	
	住民課長	毛利 博司		こども課保育園長	佐藤 定行	
	健康増進課長	藤田 和彦		まちづくり課図書館長	城本 直子	
	福祉課長	戸井 竜二		建設課参事	酒井 孝行	
こども課長	山本 賢子					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第5 | 一般行政報告 |
| 日程第6 | 教育行政報告
提案理由説明 |
| 日程第7 | 議案第37号 基山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の
制定について |
| 日程第8 | 議案第38号 基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定につい
て |
| 日程第9 | 議案第39号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について |
| 日程第10 | 議案第40号 基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに
伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第41号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及
び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第42号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改
正について |
| 日程第13 | 議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第44号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について |
| 日程第15 | 議案第45号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第46号 基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正について |
| 日程第17 | 同意第16号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第18 | 議案第47号 基山町体育施設の指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第48号 三神地区環境事務組合理約の変更について |

- 日程第20 議案第49号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）
日程第21 議案第50号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第22 議案第51号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第52号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）

(追加日程)

- 日程第1 議案第53号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第2 議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）

～午前 9 時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

ただいまから令和 5 年第 4 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、大山勝代議員と松石信男議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から15日までの11日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（重松一徳君）

日程第 3. 諸般の報告を行います。

令和 5 年第 4 回定例会諸般の報告。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月現金出納検査について、同条第 3 項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和 5 年 9 月 30 日に令和 5 年第 1 回基山町子ども議会を開催し、基山中学校 3 年生 16 名が議員役と執行部役に分かれ、3つの議案について議論しました。

次に、令和5年10月10日から12日に三養基郡町村議会議長会行政視察が北海道福島町で「開かれた議会づくりの仕組みについて」、八雲町で「ゼロカーボンシティ八雲の取組について」実施され、議長が視察研修を行いました。

次に、令和5年10月31日に1期目議員研修会が開催され、議員4名が出席しました。

次に、令和5年11月1日に三神地区環境事務組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和5年11月2日に鳥栖市・小郡市・基山町議員研修会が開催され、議員11名が出席しました。

次に、令和5年11月6日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会代表者会議が開催され、中牟田議員が出席しました。

同日、佐賀県町村議会議長会議が開催され、議長が出席しました。

次に、令和5年11月7日から9日に栃木県鹿沼市で「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会への取組について」、同県壬生町で「歴史・文化教育の取組について」、同県茂木町で「環境行政の取組について」、総務文教常任委員、議長が視察研修を行いました。

次に、令和5年11月13日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、中牟田議員が出席しました。

次に、令和5年11月13日から15日に長野県茅野市で「公共交通政策について」、同県駒ヶ根市で「少子化対策について」、同県塩尻市で「空き家対策について」、厚生産業常任委員が視察研修を行いました。

次に、令和5年11月20日に佐賀県町村議会議長会主催の議会広報研修会が開催され、広報広聴常任委員が出席しました。

次に、令和5年11月21日と22日の2日間、「第11回町議会と語ろう会」を開催しました。1日目は女性議員と女性参加者による意見交換を行い、2日目には全議員と意見交換を行う形式で実施し、合計で37名の町民の方に御参加いただきました。

次に、令和5年11月29日に第67回町村議会議長全国大会が開催され、議長が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（重松一徳君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。天本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査をさせていただきます。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

1 調査事項及び調査期日

(1) 基山町合宿所と基山町キャンプ場の現状及び課題について 令和5年11月14日（火）

まちづくり課の概要説明及び現地視察

2 調査結果

基山町合宿所は平成30年に開所し、指定管理者が管理を行っていたが、その後、基山町の直営になった。直営になったことで変わったところがあるのかただしたところ、職員が管理していることで安心して使ってもらっている。経費的にはあまり変わっておらず、収入と支出の差額が600万円から700万円となっているとの説明を受けました。

合宿所の利用者の内訳についてただしたところ、1日の収容人数は最大48人であり、令和4年度の宿泊使用件数75件、宿泊使用日数85日、宿泊延べ人数1,447人に対し、令和5年度10月現在で宿泊使用件数67件、宿泊使用日数57日、宿泊延べ人数1,138人となっている。利用者については、大学のゼミでの利用や基山町や近隣の各種大会時にバレー、柔道、少年サッカー、ダンスなどのスポーツ団体が多く利用している。来年度は国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催で、県内の競技関係者等の利用が見込まれるとの説明を受けました。

現地視察を行った際、部屋に冷蔵庫やテレビを設置したほうがよいのではないかとただしたところ、テレビの設置は考えておらず、飲食については午後10時まで利用できる食堂を利用してもらうとの説明を受けました。

当委員会としては想定された年間利用者数2,000人を目標に、来年度の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて町外へのPRに努め、施設周りの景観に配慮しながら合宿所の稼働率を上げるよう提案しました。

基山町キャンプ場の利用状況についてただしたところ、平成3年7月に開所し、当初は子どもクラブ、スポーツ団体等の利用が多かったが、最近では家族で食材等を持ち込んでの利用が多く、バーベキューなどを楽しんでいる。現在ではリピーターが増えてきており、利用

者数が回復してきている。令和4年度の使用件数150件、使用日数237日、使用人数は1,244人に対し、令和5年度10月現在で、使用件数139件、使用日数192日、使用人数1,057人で、そのうち本年度の町内利用者は322人、町外利用者は735人であり、昨年を上回る予想であるとの説明を受けました。昨年度、利用者へのアンケートを基にグレーチングや根上がり等の改善を行い、シャワー室等も完備し、利用しやすくなったとの説明を受けました。

当委員会としては、キャンプ場への道筋が分かりやすくなるよう大きな看板を立てることや、今後もさらに利用しやすい基山町キャンプ場を目指して施設環境整備を行うよう提案しました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。大久保厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（大久保由美子君）（登壇）

おはようございます。所管事務調査報告を申し上げます。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

1 調査事務並びに調査期日

(1) 基山町産業振興協議会について 令和5年10月24日（火）

（概要説明及び現地視察）

2 調査結果

基山町内の農林業、小規模の製造業、商業、サービス業は従事者の高齢化、後継者不足により厳しい環境が続いている。前述の課題を踏まえ、産業の振興と活性化のために平成27年4月に基山町産業振興協議会を設立し、事務局を産業振興課内に置いている。

今回は、設立後8年が経過している協議会の現状と設立後の経緯、各部会の状況と実績、関連予算の執行状況、今後の目標等についての説明を受けた後、九州自動車道基山パーキングエリア（上り線）にある「基山ふるさと名物市場」を視察しました。

基山町産業振興協議会は事業推進部会、六次産業化推進部会、ブランディング部会から構成され、基山ふるさと名物市場事業やサカキプロジェクト、エミュー事業、きやま門前市や各種イベントへの出店を行う際の支援をしており、会員数も増えているが、一方課題としては、経営の自立化や会員としてのメリット感の向上、ブランドの確立、農産物等の生産戦略化などが挙げられるとの説明を受けました。

当委員会としては、基山町産業振興協議会が農産物生産者や加工業者に対し、きやま門市や博多ファーマーズマーケットなど各種イベントに出店要請するだけの機関になっているため、町が基山町産業振興協議会の事務局として主導していく以上、新規会員の拡大や後継者育成、新規商品の開発、地域おこし協力隊や集落支援員の活用とともに民間等の知恵を借りるなど、積極的な対策を講じるよう提案しました。

六次産業化推進部会については、サカキプロジェクトやエミュー事業、キクイモ事業など基山町の農畜産物を使用した特産品の開発やブランドの確立などに取り組んでいるとの説明を受けました。

当委員会としては、取り組んでいる事業の発想まではよいが、基山町と商品のどちらをブランディングしたいのかが明確になっていない。基山町産業振興協議会事務局の役割としては、販売先の開拓やマーケティングを行うべきであり、例えばサカキプロジェクトへの支援については、経過報告会の開催やさらに参加者を募集し、やりがいがあり成果が出る事業にするなど、各事業について引き続き支援を行っていくよう提案しました。

基山ふるさと名物市場については、令和4年4月にリニューアルオープンし、売上げや販売点数、客数は増加傾向にあるとの説明を受けました。

当委員会としては、アンテナショップ的な意味合いの施設ではあるが、課題である経営の自立化や収益を確保する体制には至っていないため、売場の責任者を配置し、出品者や出品数の増加、売場のレイアウトの変更を行うなど、収益確保に努めるよう提案しました。

以上で報告を終わります。

日程第5 一般行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第5．一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和5年第4回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」外9件、人事案件が「基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、指定管理者案件が「基山町体育施設の指定管理者の指定について」、事務組合格約変更案件が

「三神地区環境事務組合規約の変更について」、予算案件が「令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）」外3件となっております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは早速、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、消防防災関係についてでございます。

秋季全国火災予防運動が11月9日から15日まで行われ、基山町では11月12日に秋季防火訓練を実施しました。今回、第1部管内の教和町地区で、応急救護訓練、初期消火訓練及び火災防衛訓練を行いました。また、社会福祉協議会と日本赤十字社による災害食づくりや簡単な救急法の演習も行いました。当日は地域の皆様の多くの参加、鳥栖・三養基地区消防事務組合、基山町消防団、基山町消防団女性部の協力を得て多大な成果を上げることができました。

次に、第6次基山町総合計画についてでございます。

全ての世代に住み続けたいと思っていただける魅力あるまちづくりを目指すため、基山町行政における総合的かつ計画的な運営の中心的な役割を担う計画として、令和8年度を初年度とする「第6次基山町総合計画」を策定しています。この計画の基礎調査のため、15歳以上の町民2,500人を対象にした「町民アンケート」、町内の中学校・高校に通う生徒全員を対象にした「中高生アンケート」、福岡市等を含む近隣市町在住者1万人を対象とした「町外アンケート」及び基山町職員を対象にした「職員アンケート」を実施しました。

次に、シティプロモーション事業についてでございます。

本町の魅力ある取組やおもてなしを広く周知・発信し、本町の知名度の向上、観光客の誘客拡大、関係人口の増加等を目的として実施しております。マスメディアを活用したシティプロモーション事業につきましては、11月27日から12月3日まで、KBCのテレビ・ラジオにより基山町の魅力を1週間集中的に特集し、放送を行いました。これに合わせて基山町ふるさと大使「どぶろっく」を起用したCMも制作し、放映を行っております。

また、「アサデスアプリ」を活用し、町内21か所にラリーポイントを設けて町内を巡っていただくデジタルスタンプラリーも行っております。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

基山定住サプライズプロジェクトの一環として実施しております「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、11月末現在、申請件数21件となっております。

移住体験住宅につきましては、11月末現在の利用件数が宮浦体験住宅9件、小倉体験住宅7件となっております。

園部団地建替えに伴う入居者支援につきましては、円滑な移転を進めるために実施しております「移転補助金」及び「移転先家賃補助金」は、11月末現在の申請件数がそれぞれ3件となっております。

コミュニティバスにつきましては、10月1日から、けやき台の中央に位置する白坂久保田2号線に3か所のバス停新設と、2号車において小学生の通学時間帯に合わせた時刻やルートの変更及び宮浦線を4便から5便に増便したことに伴うダイヤ改正を行い、利用者の利便性向上を図りました。

次に、農林業関係についてでございます。

農業機械による農作業事故を防止するため、トラクターの安全講習会をJAさが基山支所と連携して11月11日に開催しました。講習会には48人の参加があり、農作業中の注意点等を確認し、事故の予防に努めました。

また、11月12日には林業研修会を開催しました。研修会には25人の参加があり、林業に関する補助制度の周知や、チェーンソーの基本的な使用方法等を講習し、林業技術の向上に努めました。12月17日開催の第2回研修会では伐木技術の講習を行う予定としております。

次に、基山町無料職業紹介所についてでございます。

基山町無料職業紹介所につきましては、働きたい人と地元事業者のマッチングを促進し、町内での雇用確保と若者の定住を図るため、職業紹介やあっせん事業を実施しています。

11月末現在、求人受付件数が272件、雇用契約件数が31件となっております。

今後もきめ細かな求人情報の収集や提供に努め、雇用機会の創出向上を後押ししてまいります。

次に、国民スポーツ大会関係についてでございます。

来年開催の「SAGA2024国民スポーツ大会」に向けて、10月20日から22日に基山町総合体育館アリーナで2023年全日本卓球選手権大会（団体の部）を「SAGA2024国民スポーツ大会」卓球競技のリハーサル大会として実施しました。

大会には選手・監督や大会関係者、一般観覧者を含め延べ1,000人の方に御来場いただき、大会を盛り上げていただきました。

次に、「JR九州ウォーキング」「きやま門前市」「大興善寺の紅葉ライトアップイベン

ト」についてでございます。

秋の紅葉シーズンに合わせて「JR九州ウォーキング」「きやま門市」「大興善寺紅葉ライトアップイベント」が11月25日に開催されました。

秋の「JR九州ウォーキング」は1,139人の参加があり、JR基山駅から大興善寺を周遊するコースでは、随所で町内の事業者やボランティア団体などの皆様に「おもてなし」の御協力をいただきました。今回は初の試みとして、小さな子どもがいる家庭でも参加しやすいように、基山駅周辺を散策する2キロメートルのキッズウォークを新設しました。

基山町産業振興協議会主催による「第12回きやま門市」につきましては、大興善寺の大駐車場で開催され、今までの開催では最高の55事業者による出店をいただきました。今回、会場でのイベントとして音楽演奏や米すくい、トマトすくいを開催し、約3,500人と多くの方に来場していただき、にぎわいました。

基山町観光協会主催による「大興善寺の紅葉ライトアップイベント」につきましては、3年間休止していた大興善寺の紅葉ライトアップを1日限定で「契山あかり祭り」と題し、「出会いの光、願いの灯り」というテーマで開催されました。大興善寺の境内及び隣接する熊野神社のライトアップ照明とともに、東明館高校1年生による竹灯籠、町内の小学生やワークショップ参加者による紙灯籠の優しい光で照らしました。約1,300人の参加があり、契山での秋の夜を楽しんでいただきました。

次に、「きやまヒルクライム」についてでございます。

自転車による観光誘客を促進するため、11月19日に第2回となる基山（きざん）までの登り坂のタイムを競う自転車レース「きやまヒルクライム」を開催しました。

コースは瀧光徳寺から基山（きざん）草スキー場までの約1.9キロメートルで競われ、県内外から74人の参加がありました。

また、前日の11月18日にはプレイベントとして2歳から小学2年生を対象にしたランニングバイクのレースイベント「ちびっこのりだー1DAY基山」を開催し、74人の参加がありました。

両日とも天候に恵まれ、秋空の中で自転車イベントを楽しんでいただきました。

次に、生涯学習についてでございます。

10月1日、14日、15日、21日、22日に基山町・鳥栖市周辺を会場に「第76回県民スポーツ大会」が開催され、約5,900人の選手による熱戦が繰り広げられました。基山町は、ソフト

ボールAが優勝、ソフトボールBが第3位という成績でした。今年度は鹿児島国体の開催と重なり競技種目が13種目になったため、市町ごとの順位決定はありませんでした。

11月1日から3日まで、町民会館において「第43回基山町文化祭」を開催しました。文化祭では、文化協会会員等による熱の入ったすばらしい演技や作品展示を行っていただき、基山町の文化振興を図ることができました。

11月12日には、久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町の3市1町共催の「第33回クロスロードスポーツ・レクリエーション祭」が開催され、基山町ではラージボール卓球競技を開催しました。

次に、「きやまづくり大学」についてでございます。

町民、町民活動団体、事業者及び町が学びを通じて地域の魅力や課題を共有し、その情報発信や解決策を実践する人材の育成を図ることを目的に「きやまづくり大学」を開講しております。今年度は「スポーツ」と「SAGA2024国民スポーツ大会」をテーマに開催しており、第1回を9月2日、佐賀県卓球協会、佐賀県パワーリフティング協会、佐賀県パラスポーツ協会の方々を講師に開催しました。講座には50人の方に参加いただき、本町で行われる競技について見どころやルール等について理解を深めていただきました。

次に、健康増進対策関係についてでございます。

生活習慣病予防や疾病の早期発見のために、特定健診及び各種がん検診を10月と11月に5日間、婦人がん検診を9月と10月に9日間実施し、本年度につきましては終了しました。

現在、健診結果説明会や個別訪問等による特定保健指導を行っております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

秋開始接種として、5歳以上の初回接種を完了した方を対象に、オミクロン株のXBB系統に対応した新しいワクチンを使用し、9月20日から町内の5医療機関での個別接種、9月24日から集団接種を実施しております。

11月末時点での予約状況は、接種対象者1万3,141人に対し、予約者4,000人、予約率30.44%となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連給付金についてでございます。

コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者の負担軽減を図るため、ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する「子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、11月末現在、65

世帯、132人の児童を対象に660万円給付しました。

コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受け、生活費の負担増加により特に生活支援が必要となっている住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」につきましては、11月末現在、1,270世帯を対象に3,810万円給付しました。

コロナ禍における子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため新生児1人につき5万円を給付いたします「基山町新生児特別定額給付金」につきましては、11月末現在、58世帯、60人の新生児を対象に300万円給付しました。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業等支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等の影響を受けている中小企業等に対する「中小企業等緊急支援事業」につきましては、11月末現在、17件、217万8,000円の申請となっております。

消費喚起と経済の回復を図ることを目的としたプレミアム付商品券につきましては、10月末までの使用率は約60.7%となっております。

次に、基山保育園についてでございます。

基山保育園では、9月30日に総合体育館で運動会を、12月2日に町民会館でお遊戯会を開催しました。11月7日からは各年齢のクラスごとに園児が制作した絵等の作品展示を園内で行っております。

それぞれのイベントでは、園児一人一人の活動する姿や制作した作品等を通して、保護者の皆様と共に子どもたちの健やかな成長を喜び合うことができました。

次に、青少年健全育成事業関係でございます。

11月11日に第43回基山町青少年健全育成町民大会を開催し、少年の主張発表では町内の小中学生8人が約250人の出席者を前に堂々と自分の体験を通じて感じたこと、考えていること、将来の夢などを発表しました。また、アトラクションでは基山中学校吹奏楽部による演奏を披露していただき、大会は盛会に終わりました。

次に、生活環境関係についてでございます。

今年で11回目になります町内一斉美化活動「クリーンアップKIYAMA」を11月19日に実施し、町民の皆さんの協力によりまして、区ごとに道路や公園等の散乱ごみの清掃等を行い、町内の環境美化推進に御協力いただきました。

11月11日には、基山（きざん）の豊かな自然環境を守るため、九州電力送配電株式会社、基山町、きざんオキナグサ保存会、基肆散歩会、基山の歴史と文化を語り継ぐ会、基肆かたろう会の地域協力団体と町内協力企業、町民の皆さんと協力して、「こらぼらQでん・クリーンアップキザン」を開催し、基山（きざん）と古道の清掃活動を実施しました。当日は10事業所、5団体等から149人の参加がありました。

飼い犬の鳴き声や放し飼い、ふん処理などの苦情が増えていることから、犬のしつけについて考えてもらう「犬のしつけとマナー教室」を10月29日に開催しました。

当日は晴天に恵まれ、10人の飼い主と9頭の犬が参加し、講話と実技を通して犬への接し方、散歩の仕方等、犬のしつけについて学んでいただきました。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

町道舗装補修第3期工事（塚原・長谷川線外）につきましては、令和5年9月11日から令和6年1月31日までの工期で、有限会社飛松建設が1,199万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は60%でございます。

次に、図書館についてでございます。

図書館事業につきましては、10月21日に図書館開館時間を19時半まで延長して「竹あかりナイトin図書館」をボランティア団体「手をつなごう図書館の会」と共催で開催しました。町民の皆さんには、図書館周辺に灯した竹灯籠やダンスパフォーマンス、ハーモニカ演奏等とともに夜の図書館を楽しんでいただきました。

11月4日には図書館多目的室でブックリサイクルを行い、10時の開始前には列ができ、169人に参加いただきました。このほか、「雑誌付録の抽選会」や「紙灯籠づくりのワークショップ」、毎月開催しております「大人のための映写会」等を行いました。

今年度の入館者数、貸出冊数は増加しており、10月末現在で入館者数は9万4,388人で前年比109.6%、貸出冊数は17万2,907冊で前年比102.8%となっております。

次に、寄附の報告についてでございます。

公益財団法人CivicForce様より、8月30日に災害避難所用ベッド付段ボールパーテーションを11セット、明治安田生命保険相互会社様より、10月13日に51万1,000円の寄附がありましたので、受領しました。

また、日本生命保険相互会社様より、11月20日にこども卓球台1台の寄附がありましたの

で、受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

11月末現在、2万6,522件、5億6,612万5,000円の寄附申込みをいただいております。昨年の同時期と比較しますと、件数で18.2%減、金額では6.8%の増となっております。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

小学校関係の行事では、運動会を小学校2校ともに10月21日に実施し、多くの保護者の皆様に御来校いただき、子どもたちに声援を送っていただきました。

来年度、小学校へ入学予定の183人を対象とした就学時健康診断につきましては、保健センターで10月27日と30日の2日間、実施しました。

6年生の長崎への修学旅行につきましては、基山小学校が11月16日から、若基小学校が11月21日から1泊2日でそれぞれ実施しました。

中学校関係の行事では、3年生の修学旅行を広島及び四国松山方面に9月13日から2泊3日の日程で実施しました。

2年生の職場体験につきましては、同じ日程で2日間、41事業所の協力を得て実施しました。1年生の宿泊研修も同じ日程で、背振少年自然の家で実施しました。

また、10月28日に文化発表会を体育館で行い、多くの保護者の方に合唱や学習発表などを御覧いただきました。

部活動関係では、鳥栖・基山地区中学校駅伝大会が10月6日に行われ、男子、女子ともに地区で準優勝し、男女そろって佐賀県中学校駅伝競走大会に出場しました。

次に、放課後児童クラブ関係についてでございます。

令和6年度の申込みを11月1日から11月30日まで行い、長期休業中のみも含め、ひまわり教室270名、コスモス教室106名の申込みを受け付けました。

次に、文化財関係事業についてでございます。

御神幸祭及び園部くんちにつきましては、今年は神事だけでなく、伝統芸能が披露され、多くの皆様に観覧していただきました。

基山町の民俗芸能に関する道具や衣装の実物展示、パネルで紹介する特別展「きやまの民俗芸能」を9月20日から10月15日まで町立図書館の郷土資料コーナーで開催しました。

また、歴史的風致形成建造物に指定した天智天皇欽仰之碑建立90周年を記念した基山（きざん）へのバスハイク&ウォークを11月23日に実施し、当初予定していた定員を上回る55人の参加者がありました。山頂ではきやま創作劇出演者による「この道は～基肆城が基肆城とならしむる時～」の寸劇を演じていただき、記念イベントを盛り上げていただきました。

11月24日には、特別史跡指定70周年となることを記念し、琉球大学国際地域創造学部講師の主税英徳氏から「今、「基肆城」を再び知る」という演題で講演していただきました。多くの町民の皆様に参加していただき、講演では、基肆城跡が国指定史跡になるまで関係者の方々の御苦勞や御尽力があったことなど、基肆城跡の歴史的な背景や価値などを再認識することができました。

次に、基山小学校校舎増築整備事業についてでございます。

基山小学校校舎増築工事につきましては、令和5年6月16日から令和6年2月29日までの工期で、大和リース株式会社福岡支社が施工しております。

現在の出来高は40%でございます。

最後に、寄附の報告についてでございます。

基山町ソフトボール協会様より、11月15日に2万7,000円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので、受領いたしました。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第7～23 議案第37号～議案第46号、同意第16号、議案第47号～議案第52号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第37号から日程第16. 議案第46号、日程第17. 同意第16号、日程第18. 議案第47号から日程第23. 議案第52号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和5年第4回定例議会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申

上げます。

今回、条例案件10件、人事案件1件、指定管理者案件1件、事務組合同規約変更案件1件、予算案件4件を上程いたしております。

それでは順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第37号「基山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」でございます。

情報通信技術を利用する方法により行政手続等を行うために必要な事項を定めることで、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与するため、「基山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第38号「基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について」でございます。

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、公益的法人等への職員の派遣に関し必要な事項を定めるため、「基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第39号「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございます。

「地方自治法の一部を改正する法律」の公布に伴い、関係条例の引用条文の条番号の整理が必要なため、「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第40号「基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

「基山町使用料・手数料見直しの基本方針」に基づく基山っ子みらい館、基山町保健センター及び基山町キャンプ場の使用料見直しに伴い、「基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第41号「基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について」でございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえて情勢適応の観点から、給料月額の上上げ改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の上げを行うため、「基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」及び「基山町職員の給与に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第42号「基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」及び議案第43号「町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について」でございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の上げを行うため、「基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「町長、副町長及び教育長の諸給与条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第44号「基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」でございます。

「地方自治法の一部を改正する法律」の公布に伴い、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となり、国の非常勤職員との均衡及び適正な処遇の確保の観点から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、「基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第45号「基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が一部改正されたため、「基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第46号「基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正について」でございます。

佐賀県の融資制度見直しに伴い、融資に関する手続を中小企業が金融機関と直接できるようにすることで、融資実行の迅速化と融資利用促進を図るため、「基山町中小企業小口資金融資条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第16号「基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございませう。

基山町教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに「秋吉奈穂」氏を選任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございませう。

次に、議案第47号「基山町体育施設の指定管理者の指定について」でございませう。

基山町体育施設について、令和6年3月31日をもって当該施設の指定管理期間が満了することに伴い、引き続き当該施設を効果的・効率的に管理運営する必要があるため、指定管理者を指定するものでございませう。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第48号「三神地区環境事務組合理約の変更について」でございませう。

「地方自治法」第286条第1項の規定により、副組合長の選任の方法を変更するため、三神地区環境事務組合理約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございませう。

詳細については、担当課長より説明いたします。

次に、議案第49号から議案第52号までは「令和5年度各会計の歳入歳出補正予算」についてでございませう。

議案第49号「令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、今回、補正予算として3億2,156万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも92億8,264万8,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度分）についてでございませう。

前年度実績による精算分の支払いのため、追加をお願いしております。

補正額は1,458万8,000円でございませう。

次に、障害福祉サービス費についてでございませう。

サービス利用の増加に伴い増額をお願いしております。

補正額は5,028万6,000円でございます。

次に、施設型給付費及び地域型保育施設給付費についてでございます。

公定価格単価の増や対象施設の増加に伴い増額をお願いしております。

補正額は7,572万4,000円でございます。

次に、防災重点農業用ため池調査計画業務委託料についてでございます。

町内7か所の農業用ため池について、劣化状況や豪雨、地震への耐久性能の調査を実施するため、増額をお願いしております。

補正額は2,300万円でございます。

次に、災害復旧費についてでございます。

本年7月の豪雨により被災した町道、林道、農地農業用施設、特別史跡基肆城跡の災害復旧費を増額するものでございます。

補正額は9,339万6,000円でございます。

以上、概要を申し上げますが、他の内容については担当課長より説明させていただきたいというふうに思います。

議案第50号「令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、今回、補正予算として336万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも21億2,322万3,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は保険基盤安定繰入金の増額等によるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第51号「令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましては、今回、補正予算として28万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも3億4,386万2,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は後期高齢者医療保健事業委託料の増額でございます。

議案第52号「令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、今回、補正予算として512万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は16億1,360万9,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は負担金等による増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき御可決くださいますようお願いいたします。

なお、「基山町国民健康保険条例の一部改正」と「令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）」の追加提案をお願いしたいと考えておりますので、併せてよろしくようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

～午前10時29分 休憩～

～午前10時30分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

町長から議案第53号 基山町国民健康保険条例の一部改正について、議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）が提出されました。

お諮りします。追加日程第1として議案第53号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを、追加日程第2として議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。したがって、追加日程第1として議案第53号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを、追加日程第2として議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1～2 議案第53号～議案第54号

○議長（重松一徳君）

追加日程第1．議案第53号から追加日程第2．議案第54号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和5年第4回定例会に付議いたします追加議案について提案理由を御説明申し上げます。

今回の追加議案は、条例改正案件1件、補正予算案件1件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

まず、議案第53号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴い、産前・産後期間に係る所得割額及び均等割額を減額するため、基山町国民健康保険条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

今回、補正予算として1億6,023万3,000円の増額をお願いしております。

これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも94億4,288万1,000円となります。

内容につきましては、普通交付税の増額交付に係る費用及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の事業費を増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決いただきますようしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで10時45分まで休憩します。

～午後10時34分 休憩～

～午前10時45分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第37号の詳細説明を求めます。亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

それでは、議案第37号 基山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

本条例は、個別の条例で行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、個別の条例を改正することなく、オンライン化を可能とするための通則的な事項を定めた通則条例となります。

第1条では、町の機関等に係る申請、届出その他手続等に関し、情報通信技術、すなわちインターネットなどを利用する方法によって手続を行うために必要な事項を定めることで、行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的としております。

第2条では、定義として本条例の適用の範囲を定めております。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第3条、第4条では、電子情報処理組織による申請等や処分通知等について定めております。電子情報処理組織とは、双方のパソコンなどをインターネット回線等で接続した状態のことを指しますが、この方法によって行われる申請や処分通知等につきまして、それぞれの条例等に規定する方法によって行われたものとみなし、申請処分通知等や署名行為などの電子化が可能となるものです。

4ページでございます。

第5条、第6条では、電磁的記録による縦覧、作成等について定めております。規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項等により縦覧、作成等を行うことが可能となるものです。

第7条では、適用除外について定めております。手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合など、情報通信技術を利用する方法が適当でないものとして規則で定めるものとしております。

第8条では、添付書面等の省略について定めております。個人番号カードのなどの利用により、書面等による確認が必要な情報等が入手できる場合には添付を省略することが可能となるものでございます。

5ページでございます。

第9条では、電子情報処理組織を使用する方法により申請などができる町の手続について、広くインターネット等により公表するものとしております。

附則としまして、この条例は令和6年1月1日から施行するものとしております。

また、議案資料1ページに条例内容の要点をまとめた資料をつけておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、基山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の概要について説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第38号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第38号 基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書6ページをお願いいたします。

この条例の制定につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等への職員の派遣に関し必要な事項を定めるため、基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、まず議案資料にて説明をさせていただきます。

議案資料2ページをお願いいたします。

基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の概要でございます。

制定の理由といたしましては、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図り、公共の福祉の増進を図ることを目的に、町職員を公益的法人等へ派遣を行います。

地方公務員の公益的法人等への派遣等につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に規定されていることから、法律で定めることが許容されている事項等を定める基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を制定いたします。

具体的には、2、派遣先団体及び職員の勤務条件等について記載をいたしておりますが、派遣先団体を基山町社会福祉協議会としております。

次に、派遣対象者につきましては、ここに掲げております以外の職員としております。

派遣の期間につきましては、3年を基本とし、5年まで延長可能といたします。

また、派遣職員の給与につきましては、派遣期間中は町からは支給しないことといたします。

次の3項目めに記載をしておりますが、派遣職員を職員の定数外とするため、基山町職員定数条例の改正も併せて行います。

議案書6ページに戻っていただきまして、第2条第1項では、基山町社会福祉協議会との取決めにに基づき、職員を派遣できることを規定しております。

第2項では、派遣対象から除外する職員を規定いたしております。

7ページをお願いいたします。

第3条では、派遣職員が期間満了以外の要因により復帰する場合を規定いたしております。

第4条から第6条につきましては、派遣職員が復帰した場合、給与や退職手当について、他の職員との権衡を保つように特例を規定いたしております。

最後に附則でございますが、施行期日につきましては、令和6年4月1日からとしております。

附則の第2項では、職員定数条例の一部を改正し、この条例により派遣された職員は定数外とすることを規定いたしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第39号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第39号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書9ページをお願いいたします。

この条例制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の引用条文の条番号の整理が必要なため、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、議案資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

議案資料3ページをお願いいたします。

第1条、基山町監査委員条例の一部改正、第2条、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正、第3条、基山町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正、これら全て地方自治法の一部改正に伴う条番号のずれによる改正のみで、内容の変更はございません。

施行日は令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第40号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

議案第40号 基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

今回の条例の制定につきましては、基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく、基山っ子みらい館、基山町保健センター、基山町キャンプ場の使用料見直しに伴い、それぞれの施設の設置条例を改正するものでございます。

第1条では基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、第2条では基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正について、第3条では基山町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について規定をしております。

11ページをお願いいたします。

附則第1項に施行期日を定めております。この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

また、改正前、改正後の使用料の適用につきまして、施設の利用者が不利益とならないよう、附則の第2項、第3項に経過措置を規定しております。

それでは、詳細につきましては議案資料の新旧対照表にて説明をいたします。

議案資料4ページをお願いいたします。

まず、第1条、基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、屋内遊戯室の1時間当たりの使用料につきまして、町内者利用230円、町外者利用460円をそれぞれ340円、680円に改正いたします。

次に、第2条、基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正につきましては、研修室1の1時間当たりの使用料につきまして、140円を100円に減額改正いたします。

5ページをお願いいたします。

第3条、基山町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、キャンプ場の1人当たりの使用料について、町内居住者で高校生以上300円、小学生以上150円を高

校生以上400円、小学生以上200円に、町外居住者で高校生以上600円、小学生以上300円を高校生以上800円、小学生以上400円に改正をいたします。

また、1人1泊当たりの使用料につきましては、町内居住者で高校生以上600円、小学生以上300円を高校生以上800円、小学生以上400円に、町外居住者で高校生以上1,200円、小学生以上600円を高校生以上1,600円、小学生以上800円に改正をいたします。

また、6ページから10ページにそれぞれの施設の使用料算定書を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

詳細説明は以上になります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第41号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第41号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書12ページをお願いいたします。

今回の基山町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告の趣旨に鑑み、給料月額の上上げ改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の上上げを行うため、職員給与等の改正を行うものでございます。

内容につきまして、議案資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

議案資料15ページをお願いいたします。

まず、第1条、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

第6条では、特定任期付職員の給料月額について、1号給から4号給まで、それぞれ4,000円、5,000円、5,000円、6,000円の増額改正を規定いたしております。

次に、第7条では、特定任期付職員の令和5年12月の期末手当を0.1月の上上げとするものでございます。

次に、第2条、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正では、令和5年度で引き上げた期末手当分を、令和6年度以降について6月、12月に再配分するものでございます。

16ページをお願いいたします。

次に、第3条、基山町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第21条では、令和5年12月の期末手当の一般職分を0.05月、再任用職員分を0.025月、引上げとするものでございます。

次に、第22条では、令和5年12月の勤勉手当の一般職分を0.05月、再任用職員分を0.025月、引上げとするものでございます。

また、月例給では、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて、平均改定率0.96%の行政職給料表の改正となっております。

21ページをお願いいたします。

第4条、基山町職員の給与に関する条例の一部改正では、令和5年度で引き上げた期末手当及び勤勉手当分を令和6年度以降について6月、12月に再配分するものでございます。

次に、施行期日等でございます。この条例は公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行します。

また、第1条及び第3条の規定による改正後の基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例は令和5年4月1日から適用します。ただし、改正後の任期付職員条例の第7条第2項は令和5年12月1日から適用します。同様に改正後の給与条例の第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項第1号及び第2号の規定も令和5年12月1日から適用いたします。

最後に、議案資料の11ページから13ページにかけまして、人事院勧告の骨子抜粋と条例改正の概要を掲載いたしておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第42号及び議案第43号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案書18ページの議案第42号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案書20ページの議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について併せて説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、人事院勧告の給与改定に基づき、特別職の国家公務員の特別給、ボーナスも指定職職員に準じて改定され、0.1月分引き上げられております。このため、本町におきましても同様に期末手当を0.1月分引き上げる改正を行うものでございます。

施行日でございますが、両条例は公布の日から施行し、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の第2条の規定は令和6年4月1日から施行します。また、第1条の規定による改正後の両条例の規定は令和5年12月1日から適用いたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第44号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第44号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案書21ページをお願いいたします。

この改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となり、国の非常勤職員との均衡及び適正な処遇の確保の観点から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するためのものがございます。

内容につきまして議案資料にて説明をさせていただきます。

議案資料25ページをお願いいたします。

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給についてでございます。

令和2年度から非常勤職員を会計年度任用職員に移行させ、処遇改善等を実施してきたところです。その際、期末手当も支給可能となっております。勤勉手当につきましては、国の動向も踏まえ、検討課題となっていましたが、令和3年度末までに対象となる国の非常勤職員全てに勤勉手当が支給されることになり、国の取扱いとの均衡の観点から、自治体の会計年度任用職員についても勤勉手当を支給することができるよう、地方自治法の改正がなされております。

勤勉手当の支給対象者につきましては、①任期の定めが6月以上の者、②任期の定めが6月に満たない者で、再度の任用及び任期の更新により継続する任期の定めが6月以上となった者としております。ただし、1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者は対象外となります。

勤勉手当の支給月数等につきましては、常勤職員に準じます。

次に、26ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条第3号では、勤勉手当を給与として位置づけております。

第16条の2では、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、基山町職員の給与に関する条例第22条の準用を規定しております。

また同様に、第25条の2では、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、基山町職員の給与に関する条例第22条の準用を規定しております。

施行日は令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第45号の詳細説明を求めます。古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

議案第45号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について詳細説明をいたします。

議案書は23ページでございます。

この改正は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正をされたため、改正をするものでございます。

第6条の次に第6条の2、第6条の3を加えております。

まず、第6条の2、安全計画の策定等について、安全に関する必要な事項を規定し、放課後児童クラブ等事業者が安全確保に関する取組を計画的に実施するため、行うべき施設設備等の安全点検などを策定することを規定しております。

次に、第6条の3には、放課後児童健全育成事業者が自動車を運行する場合に利用者の事業外での活動、取組等のために移動についての安全計画作成に関する内容を規定しております。

次に、第12条の2、放課後児童健全育成事業者が業務継続計画を策定するため、必要な内容について規定をしております。

衛生管理等、第13条の第2項中の「必要な措置を講じる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実習する」に改めます。

この条項では、研修並びに訓練を実施することで、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防

止を図り、利用する子どもや職員の健康、生命を守る機能を維持しつつ、事業を行うことを目的としております。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第46号の詳細説明を求めます。大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

議案第46号 基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正についての詳細説明をさせていただきます。

議案書は25ページをお願いいたします。

この条例につきましては、町内の中小企業等の金融難を緩和し、維持発展及び振興するため、金融機関を通じて運転資金、設備資金に必要な資金を貸し付ける制度でございます。

今回の改正では、申込書の提出先を基山町商工会から融資機関に改めるものでございます。ここでいう融資機関とは、福岡銀行、佐賀銀行、佐賀共栄銀行の各基山支店でございます。これは佐賀県の実施する中小企業向け融資制度の改正に合わせた手続の見直しを行うことで、融資の迅速化を図るものでございます。

県及び町の制度について制度制定から50年が経過しておりまして、申込みの手続や事務処理を改善する必要がございました。融資実行は融資機関で行っており、事業者は通常、金融機関に相談されているという実情に合わせるものでございまして、現状では当該制度の申込先となる商工会への申込書の提出と借入先となる金融機関へと実質2か所へ相談と申込みが必要でございました。これを一本化することで融資の迅速化を図ることができるというものでございます。

また、金融機関を窓口とすることで、全国的に金融機関と保証協会間で進められております、電子データのやり取りでございます共通電子化、こちらの枠組みを利用することが可能となります。現状では紙でのやり取りが基本となっております、事務処理や郵送に時間を要しているため、電子化により、さらなる迅速化が図れるものでございます。これにより事業者の融資希望に迅速に応えることが可能となるものです。

さらに、昨今の不安定な経済情勢の中、商工会の企業支援、事業者支援の役割は大きくなってきておりますため、県及び町の融資制度について今回の改正をすると、申込先が全て

金融機関に統一されます。そのことで商工会は事業者支援に注力できるものと考えてございます。

改正内容の施行は令和6年4月1日からとしております。

資料につきましては、議案資料29ページに新旧対照表を、議案資料追加分2ページに追加資料を添付しておりますので、後もってお目通しください。

説明につきましては以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第47号の詳細説明を求めます。井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

議案第47号 基山町体育施設の指定管理者の指定について詳細説明をさせていただきます。

議案書の28ページをお願いいたします。

基山町体育施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる公の施設の名称は、基山町体育施設として、基山町総合体育館、基山町総合公園多目的運動場、基山町営球場、基山町営テニスコートを一括しております。

指定管理者となる法人は、株式会社セイカスポーツセンター。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

指定管理者選定に伴う経緯等につきましては、議案資料30ページから127ページにお示しをしております。

議案資料の30ページをお願いいたします。

指定管理者の募集及び審査等につきましては、令和5年10月2日から募集を開始し、10月31日に申込みを締め切り、1者の応募がありました。

11月15日に選定委員会を開催し、プレゼンテーションによる審査を実施いたしました。

審査の評価項目としましては、利用者に対する公平な利用の確保、サービスの向上など6項目を観点として審査及び評価を行いました。

選定委員会の審査の結果、評点は77.1点で、審査要領第3の規定により、株式会社セイカスポーツセンターを指定管理者として選定いたしました。

32ページに5年間の指定管理料の集計を、33ページから127ページには指定管理者の概要、事業計画書、基山町体育施設の指定管理者に係る募集要領をお示ししておりますので、こち

らは後ほどお目通しをお願いいたします。

詳細な説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第48号の詳細説明を求めます。井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

それでは、議案第48号 三神地区環境事務組合理約の変更についての詳細説明をさせていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

基山町、みやき町、上峰町で構成する三養基郡町村会が吉野ヶ里町を加えた4町で構成します佐賀東部町長会に名称を変更されたことに伴い、三神地区環境事務組合理約の副組合長の選任方法を変更するため規約の改正が必要となりました。

組織規約の変更を伴う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事の許可を受けることとなっており、関係地方公共団体の議会の議決を得る必要があることから提案させていただくものでございます。

議案書の30ページをお願いいたします。

三神地区環境事務組合理約の一部を変更する内容でございます。

第9条第3項中「三養基郡町村会会長」を「佐賀東部町長会会長」に改めるものです。

附則としまして、施行期日は佐賀県知事の許可の日からの施行となります。令和5年5月8日に佐賀東部町長会定例会が開催され、令和5年4月1日付で名称の変更がなされましたので、変更後の三神地区環境事務組合理約につきましても、令和5年4月1日に遡及して適用いたします。

また、選任の特例としまして、令和5年5月8日に佐賀東部町長会の会長に松田町長が選任されるまでの令和5年4月1日から5月7日までの副組合長は、同年の3月31日に副組合長であった者をもって充てることとしております。

規約の改正分につきましては、議案書の30ページ、それから、議案資料の128ページの新旧対照表にありますように、三養基郡町村会会長を佐賀東部町長会会長に改正するものでございます。

議案第48号 三神地区環境事務組合理約の変更についての詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第49号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

議案第49号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）について説明をさせていただきます。

議案書の31ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ3億2,156万7,000円を追加いたしまして、予算総額を92億8,264万8,000円とするものでございます。

32ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、14款 国庫支出金に1億355万4,000円、15款 県支出金に1億5,117万9,000円、20款 諸収入に1,489万2,000円、21款 町債に4,360万円の増額をお願いしております。

続きまして、33ページ、34ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款 総務費に1,094万2,000円、3款 民生費に1億6,214万円、6款 農林水産業費に2,505万8,000円、8款 土木費に1,138万円、10款 教育費に1,145万8,000円、34ページに行きまして、11款 災害復旧費に9,339万6,000円の増額をお願いし、14款 予備費を2万5,000円増額することで調整を図らせていただいております。

35ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

追加事項といたしまして、集落支援員人件費は、中心市街地の活性化を支援するため、1名の配置を予定しております。

期間は令和6年度から令和8年度までの3年間、限度額は1,260万7,000円の設定をお願いしております。

次に、廃止事項といたしまして、本年9月議会にて可決をいただき、設定いたしました基山町民会館指定管理料につきましては、基山町民会館の管理と運営を令和6年度から指定管理者ではなく町直営で実施することとしたため、債務負担行為の廃止をお願いしております。

36ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

追加分といたしまして、公共土木施設等災害復旧事業（補助）分730万円、農林施設災害復旧事業（補助）分1,690万円、公共土木施設等災害復旧事業（単独）分900万円、農林施設災害復旧事業（単独）分1,040万円の設定をお願いしております。町道及び林道施設の災害復旧事業の補助事業と単独事業に係るものでございます。

それでは、内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

14款．国庫支出金、1項．国庫負担金、1目．民生費国庫負担金、1節．児童福祉費負担金に子どものための教育・保育給付費負担金5,049万3,000円の増額をお願いしております。施設型給付費、地域型保育施設給付費の増加に伴うものでございます。

次に、2節．社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付費負担金に2,514万2,000円の増額をお願いしております。サービス利用料の増加に伴うものでございます。

同じく、障害者自立支援医療費負担金に167万9,000円の増額をお願いしております。こちらは医療費の増額によるものでございます。

次に、3目．災害復旧費国庫負担金、2節．公共土木施設災害復旧費負担金に町道の災害復旧に係る現年発生災害復旧費負担金といたしまして1,471万9,000円の追加をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

2項．国庫補助金、1目．民生費国庫補助金、2節．児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金に212万2,000円の減額をお願いしております。利用者支援事業の事業費の減の見込みによるものでございます。

同じく、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業補助金に1,615万2,000円の減額をお願いしております。15款．県支出金への組替えによるものでございます。

次に、4目．教育費国庫補助金、4節．文化財保護費補助金に国保重要文化財等保存・活用事業費補助金2,003万9,000円の増額をお願いしております。本年7月の大雨による基肄城跡災害復旧事業に伴うものでございます。

次に、8目．総務費国庫補助金、1節．総務費補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金に869万1,000円の増額をお願いしております。こちらはマイナンバーカードに氏名の振り仮名やローマ字による表記を行うためのシステム改修費用に要するものでござ

います。

8ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金、1節. 児童福祉費負担金に施設型給付費負担金1,996万1,000円の増額をお願いしております。国庫支出金と同様に施設型給付費、地域型保育施設給付費の増加に伴うものでございます。

2節. 社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金に1,257万1,000円の増額をお願いしております。こちらも国庫支出金と同様に、サービス利用料の増加に伴うものでございます。

9ページをお願いいたします。

2項. 県補助金、2目. 民生費補助金、2節. 児童福祉費補助金に母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業補助金1,615万2,000円の追加をお願いしております。こちらは9月議会の補正予算（第6号）で国庫支出金として御可決をいただいております、こども家庭センターの整備に係る費用につきまして、国庫支出金ではなく県支出金として受け入れるべき歳入であることが分かりましたので、予算の組替えを行うものでございます。

4目. 農林水産業費県補助金、1節. 農業費補助金に農村地域防災減災事業費補助金2,300万円の追加をお願いしております。これは、ため池の劣化状況等の調査に要するものでございます。

6目. 教育費県補助金、4節. 文化財保護費補助金、佐賀県文化財保存事業補助金429万4,000円の増額をお願いしております。こちらは基肄城跡の災害復旧事業に伴うものでございます。

8目. 災害復旧費県補助金、1節. 農林水産施設災害復旧費補助金では、林道の災害復旧に係る林道施設現年発生災害復旧費補助金5,712万4,000円、農地及び農業用水路の災害復旧に係る農地農業用施設現年発生災害復旧費補助金1,713万7,000円の追加をそれぞれお願いしております。

飛びまして、13ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金、それから、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金にそれぞれ4,400万円の増額、3,776万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。ふるさと応援寄附基金の繰入金の充当につきましては、議案資料の131ページのほうに充当事業一覧を掲載しておりますので、後ほどお目通し

をお願いいたします。

14ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、5項3目2節. 雑入、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金介護保険分過年度返還金といたしまして1,467万3,000円の追加をお願いしております。こちらは前年度の精算分になります。

15ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、先ほど第3表の地方債補正で説明をさせていただいたとおりでございます。補正額は4,360万円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

16ページ以降の歳出の人件費につきましては、人事院勧告による給与、期末手当、勤勉手当の改定や共済負担金負担率の見直し影響分の反映及び時間外勤務手当の増額などをお願いしております。

18ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、6目. 企画費、18節. 負担金補助及び交付金に地域公共交通活性化協議会負担金243万7,000円の増額をお願いしております。こちらは予約制乗り合い型オンデマンド交通の実証実験に要するものでございます。

飛びまして、22ページをお願いいたします。

3項1目. 戸籍住民基本台帳費、12節. 委託料では、基幹系情報システム改修委託料1,055万1,000円の追加をお願いしております。こちらはマイナンバーカードに氏名の振り仮名やローマ字による表記を行うためのシステム改修に要するものでございます。

23ページをお願いいたします。

4項. 選挙費、5目. 町議会議員選挙費、それから、9目. 県議会議員選挙費につきましては、事業執行経費が確定いたしましたので、それぞれ事業費の減額をお願いしております。

24ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費、27節. 繰出金に国民健康保険特別会計繰出金199万5,000円の増額をお願いしております。国民健康保険税軽減分の増などによるものでございます。

次に、2目. 老人福祉費、18節. 負担金補助及び交付金に後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度分）1,458万8,000円の追加をお願いしております。こちらは前年度精算分になり

ます。

同じく19節. 扶助費に老人ホーム入所措置費102万1,000円の増額をお願いしております。新規で1名の入所措置を行ったことによるものでございます。

25ページをお願いいたします。

6目. 障害者福祉費、19節. 扶助費に障害者自立支援医療費、それから、障害福祉サービス費にそれぞれ336万円と5,028万6,000円の増額をお願いしております。それぞれ医療費と福祉サービス利用料の増加に伴うものでございます。

26ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費、19節. 扶助費に対象児童数の増の見込みによりまして児童手当222万5,000円の増額をお願いしております。

27ページをお願いいたします。

5目. 保育対策費、19節. 扶助費では、施設型給付費、地域型保育施設給付費、それから、広域入所保育施設給付費にそれぞれ3,699万7,000円の増額、3,872万7,000円の増額、また、203万8,000円の減額をお願いしております。こちらは公定価格単価の増や対象施設の増加などによるものでございます。

28ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、2目. 予防費、12節. 委託料に各種予防接種委託料387万4,000円の増額をお願いしております。こちらは子宮頸がんワクチンの接種者の増加と接種委託料単価の増額によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、5目. 農地費、12節. 委託料に防災重点農業用ため池調査計画業務委託料2,300万円の増額をお願いしております。こちらは町内の7つの農業用ため池のうち、現在3つのため池につきまして劣化状況及び豪雨体制の評価調査を実施しております。今回、補正予算をお願いしまして、本年度中に残りの4つの農業用ため池の劣化状況及び豪雨体制の評価と、3つのため池につきまして地震への耐久性の評価を実施するものでございます。

30ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費、18節. 負担金補助及び交付金に創業支援奨励金140万円の増額をお願いしております。新規創業者の増加見込みによるものでございます。

飛びまして、32ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費、10節. 需用費に修繕料852万5,000円の増額をお願いしております。こちらは道路舗装などの維持補修に係るものでございます。

飛びまして、34ページをお願いいたします。

5項. 住宅費、1目. 住宅管理費、10節. 需用費に町営住宅の新規入居への対応のため修繕料262万円の増額をお願いしております。

飛びまして、37ページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費、17節. 備品購入費では、来年度の児童及び教職員の増に伴い、児童及び教職員用の机、椅子、また、パソコンの購入費といたしまして校用備品250万5,000円の増額をお願いしております。

2目. 若基小学校管理費、17節. 備品購入費では、職員用の机、椅子、また、パソコンなどの購入費といたしまして111万3,000円の増額をお願いしております。

3目. 基山小教育振興費、17節. 備品購入費では、来年度の児童数の増に伴いまして、タブレット端末、また、電子黒板などの購入費といたしまして教材備品319万円の増額をお願いしております。

38ページをお願いいたします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費、10節. 需用費に修繕料110万円の増額をお願いしております。こちらは体育館床下の補強修繕を行うものでございます。

17節. 備品購入費では、来年度の生徒数の増に伴いまして、生徒用の机、椅子、また、パソコンなどの購入費といたしまして校用備品124万3,000円の増額をお願いしております。

2目. 教育振興費、17節. 備品購入費では、こちらも来年度の生徒数の増加に伴いましてタブレット端末、こちらの購入費といたしまして教材備品243万1,000円の増額をお願いしております。

飛びまして、42ページをお願いいたします。

7月の大雨による災害復旧費でございます。11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費、1目. 農地農業用施設災害復旧費、14節. 工事請負費に農地及び水路の復旧に係る農地農業用施設災害復旧工事112万9,000円の増額をお願いしております。

2目. 林業施設災害復旧費、14節. 工事請負費に林道施設災害復旧工事6,692万2,000円の追加をお願いしております。

43ページをお願いいたします。

2項1目. 公共土木施設災害復旧費、14節. 工事請負費に町道の復旧に係る公共土木施設災害復旧工事207万1,000円の増額をお願いしております。

44ページをお願いいたします。

4項. 文教施設災害復旧費、2目. 社会教育施設災害復旧費、こちらは基肄城跡の災害復旧に係る費用といたしまして、12節. 委託料に実施設計業務委託料、また、14節. 工事請負費に災害復旧工事をそれぞれ920万5,000円の増額、1,406万9,000円の追加をお願いしております。

45ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金、2項. 諸費、1目. 国庫支出金返納金、22節. 償還金利子及び割引料に国県支出金返納金126万4,000円の増額をお願いしております。こちらの内訳につきましては、議案資料の141ページに掲載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

46ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回2万5,000円を増額いたしまして、調整を図らせていただいております。

以上で令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第50号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

議案第50号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の37ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ336万4,000円を追加し、総額を21億2,322万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目2節. 特別交付金136万9,000円の増額、こちらはシステム改修分となる特別

調整交付金100万3,000円の追加と、特定健康診査等負担金の令和4年度分確定による36万6,000円の追加となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

7款1項1目1節. 一般会計繰入金199万5,000円の増額、こちらは一般会計から国民健康保険特別会計のほうへ繰入れを行う保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分をそれぞれ84万5,000円、1万6,000円追加するものと、職員給与費等繰入金91万6,000円の追加、国の交付税による財政措置となる財政安定化支援事業繰入金21万8,000円を追加するものとなっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目. 一般管理費、こちらはそれぞれ人件費関係の追加分となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

3款1項1目. 国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分、それから続きまして、7ページ、3款2項1目. 一般被保険者後期高齢者支援金等分、続きまして8ページ、3款3項1目. 介護納付金分、こちらまで全てそれぞれ財源内訳の変更が生じておりますので、内容としましては、先ほどの保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金の増額に伴い充当額を変更いたしております。

最後、10ページをお願いいたします。

10款. 予備費で225万8,000円増額し、財源調整を行っております。

議案第50号の詳細説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第52号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

議案第52号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

説明では議案により概要を説明し、内訳を基山町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画兼事項別明細書により主な内容について説明をさせていただきます。

まず、議案書の43ページをお願いいたします。

第2条、令和5年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定

額の補正をお願いいたします。

収益的収入では第1項、営業収益に1,354万5,000円の増額をお願いし、下水道事業収益合計4億9,301万5,000円としています。

収益的支出では、第1項、営業費用に172万5,000円の増額、第2項、営業外費用に309万7,000円の増額補正をお願いし、下水道事業費用合計4億2,523万6,000円としています。

第3条、令和5年度基山町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額の補正をお願いいたしております。

建設改良費に30万7,000円の増額補正をお願いし、資本的支出合計を11億8,837万3,000円といたしております。

第4条、予算第8条に定めた予定額の補正をお願いいたしております。

職員給与費について205万8,000円の減額補正をお願いし、合計で2,822万5,000円といたしております。

補正内容につきましては、令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画兼事項別明細書にて主なものを説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

1 款、下水道事業収益、第1項1目、下水道使用料を1,354万5,000円の増額補正をお願いいたしております。これは流域下水道分の使用料の増額によるものでございます。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1 款、下水道事業費用、1 項、営業費用、5 目、流域下水道維持管理費を466万3,000円の増額をお願いいたしております。こちらにつきましては、流域下水道分使用料の増額に伴う維持管理費の増額でございます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

2 項、営業外費用、1 目、支払利息、企業債利息を309万7,000円の増額をお願いいたしております。こちらにつきましては、金利上昇分の補正をお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道会計を512万9,000円の増額をお願いし、現計予算と合わせた総額16億1,360万9,000円とするものでございます。

9 ページ以降に財務書類等をつけておりますので、後でお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議いただき、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第53号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

それでは、議案第53号 基山町国民健康保険条例の一部改正について説明させていただきます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴い、健康保険法が改正されましたので、産前・産後期間に係る所得割額及び均等割額を減額するため改正を行うものです。

今回追加議案となりました経緯としましては、もともと追加議案ではなく、当初から議案上程をさせていただき予定で準備を進めておりました。通常、法律改正が行われた際は、国のほうから条例改正のひな形となる準則というものが示されますので、それを基に条例改正案を作成いたしております。今回も早めに来ておりました準則に合わせて条例改正案を作成しておりましたところ、議案発送直前になりまして、急遽、国のほうから準則の内容で語句の変更が出てくるといった連絡が入りましたので、その時点でまだ新しい準則もない中で上程をするのが難しく、国からの準則待ちという状態が続いておりました。その後、国のほうから最終版の準則ということで準則案が示されましたので、それに合わせて条例改正案を作成しまして、今回の追加議案という形に至ったところでございます。

それでは、詳細な内容につきましては追加議案の資料により説明をさせていただきたいと思っております。

追加議案資料の1ページをお願いいたします。

改正内容としましては、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する国民健康保険被保険者に係る産前・産後期間の国民健康保険税所得割額及び均等割額を減額するものでございます。

減額の対象期間でございますが、単胎妊娠の場合と多胎妊娠の場合で月数が変わってまいります。単胎妊娠の場合は出産の予定日、または出産の日が属する月の前月から4か月間、

また、多胎妊娠の場合は出産の予定日、または出産の日が属する月の3月前から6か月間となっております。今回の減額措置における出産とは、妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産——人工妊娠中絶を含みます。及び早産の場合も対象となるものでございます。出産予定月が4月の場合の事例でございますが、単胎妊娠につきましては3月から6月までの4か月間、多胎妊娠につきましては1月から6月までの6か月間が減額されることとなります。

また、減額される金額につきましては、既に低所得者軽減等が適用されている方につきましては、まずは低所得者軽減がかかりますので、その後、残った自己負担部分について、今回の軽減措置で全額軽減となる形になっております。簡単に申し上げますと、既に低所得の軽減がかかってある方も、そういった軽減が全くかかっていない方も平等に出産する国民健康保険被保険者全員が自己負担なく、この期間は全額減免されるといった内容になっております。

改正条例の施行期日につきましては、法令の施行期日に合わせまして、令和6年1月1日としております。

資料の2ページから4ページにかけて新旧対照表を掲載しておりますので、後もってお目通しのほうをお願いいたします。

詳細説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第54号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）について説明をさせていただきます。

追加議案書の4ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億6,023万3,000円を追加いたしまして、予算総額を94億4,288万1,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、10款. 地方交付税に5,097万9,000円、14款. 国庫支出金に1億3,725万4,000円の増額、また、18款. 繰入金に2,800万円の減額をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款. 総務費に2,278万7,000円、3款. 民生費に1億2,926万7,000円の増額をお願いし、14款. 予備費を77万9,000円減額いたしまして、調整を図らせていただいております。

それでは、内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

3ページをお願いいたします。

10款1項1目1節. 地方交付税では、普通交付税に5,097万9,000円の増額をお願いしております。こちらは国の補正予算（第1号）により追加交付されるものでございます。

4ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億3,725万4,000円の追加をお願いしております。こちらの内訳といたしましては、推奨事業メニュー分が3,801万1,000円、また、低所得世帯支援枠分が9,924万3,000円となっております。推奨事業メニュー分では3つの事業を計上しております。また、低所得世帯支援枠につきましては、令和5年度住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり7万円の給付事業に係るものでございます。

5ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金に2,800万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

続きまして、歳出でございます。

6ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、9目. 減債基金費、24節. 積立金に減債基金積立金2,278万7,000円の追加をお願いしております。こちらにつきましては、普通交付税の基準財政需要額に算定されております臨時財政対策債償還分につきましては、来年度、令和6年度と令和7年度分が減額されることとなりまして、その相当額が今回の地方交付税の追加交付分により措置されているため、国からの通知によりまして、減債基金への積立てを行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費、18節. 負担金補助及び交付金に物価高騰対応重点支援給付金9,800万円の追加をお願いしております。令和5年度の住民

税非課税世帯に対しまして1世帯当たり7万円の給付をするもので、1,400世帯を見込んでおります。

8ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費、12節. 委託料に子育て世帯への物価高騰対応重点支援給付金システム改修委託料110万円の追加。

また、18節. 負担金補助及び交付金に2,830万円の給付金の追加をお願いしております。児童1人当たり1万円の給付で、2,830名分を見込んでおります。

9ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費、18節. 負担金補助及び交付金に医療・福祉・教育・保育事業者物価高騰対応支援給付金750万円の追加をお願いしております。こちらはエネルギーや食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するため、町内の医療・福祉・教育・保育事業者に対しまして支援金を給付するものでございます。55事業者を見込んでおります。

10ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費、18節. 負担金補助及び交付金に学校給食食材費補助金143万5,000円の増額をお願いしております。こちらは物価高騰などの影響を受けている給食食材費につきまして、各学校へ補助を行い、保護者の給食費負担金の軽減を図るものでございます。

最後に、11ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。今回77万9,000円を減額いたしまして、調整を図らせていただいております。

なお、追加の議案資料の7ページのほうに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の推奨事業メニュー一覧を掲載しております。

また、8ページから10ページにおきまして、事業説明書を掲載しておりますので、引き続き議案資料8ページからの事業説明を各担当課のほうから行いたいと思います。

財政課からの説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

追加議案、補正予算関係資料の8ページをお願いいたします。

子育て世帯への物価高騰対応重点支援給付金事業について御説明させていただきます。

本事業は、物価高騰に直面する子育て世帯に対し、高校生までの子どもを養育している世帯主等に子ども1人当たり1万円の給付金を給付するものでございます。

具体的には、令和5年12月分の児童手当の支給の要件に準じまして、給付対象者を抽出し、養育する児童1人当たり1万円の給付金をプッシュ型で給付いたします。

対象となるゼロ歳から18歳までの子どもを2,830人見込んでおります。

現状、目標等でございますが、所得制限を設けずに給付することにより、子育て世帯への生活支援として経済的な負担の軽減を図り、児童手当情報や過去の給付金支給情報等を活用してプッシュ型で迅速な給付を目指します。

総事業費は3,002万4,000円でございます。

歳入といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,927万6,000円及び町費74万8,000円を財源に、歳出では3款2項1目、児童福祉総務費に各種事務的経費として合わせて172万4,000円と、子育て世帯への物価高騰対応重点支援交付金として2,830万円を計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

追加議案資料9ページをお願いいたします。

医療・福祉・教育・保育事業者物価高騰対応支援給付金事業について御説明させていただきます。

事業計画・内容の概要でございますけど、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている町内に所在する医療・福祉・教育・保育事業者の負担を軽減し、安定的かつ継続的な運営を支援するため、事業者の正規従業員数に応じて支援金を給付するものでございます。

給付金の額は、従業員数が51人以上のところは50万円で3事業者、21人以上のところは30万円で4事業者、20人以下のところは10万円で48事業者、合計55事業者でございます。

対象事業者の内訳といたしまして、病院、診療所及び歯科診療所等が23事業者、介護施設、福祉サービス施設等が23事業者、私立学校を設置している学校法人が1事業者、保育所及び

児童養護施設等が 8 事業者でございます。

次に、現状、目標などがございますけど、エネルギー・食料品等の物価高騰は、町民だけでなく、医療・福祉・教育・保育事業者にも大きな影響を及ぼしており、日常の業務に加えて、感染対策を行いながら、厳しい環境下で運営を行っているところでございます。引き続き、患者や利用者等に安心・安全で質の高いサービスを継続できるよう支援を行うものでございます。

支給方法は、町のほうから対象事業者に対しまして申請書を送付し、対象事業者において必要事項を記入の上、申請していただき、対象事業者の銀行口座へ給付金の振込を行います。

事業対象者への送付につきましては、準備が整い次第、行います。

申請期限につきましては、令和 6 年 3 月末でございます。

事業費でございますけど、総事業費は 752 万 3,000 円で、財源内訳として、歳入で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 733 万 6,000 円、町費 18 万 7,000 円となります。

歳出で 4 款 1 項 1 目 10 節. 消耗品費に 5,000 円、11 節. 役務費に対象事業者へ通知するための郵送料及び口座振込手数料といたしまして 1 万 8,000 円、18 節. 医療・福祉・教育・保育事業者物価高騰対応支援給付金に 750 万円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

資料の 10 ページをお願いいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業でございます。

事業概要としましては、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯に対し 1 世帯当たり 7 万円を給付するものです。積算としましては、7 万円掛ける 1,400 世帯を見込んでおります。

今年度既に実施いたしました 3 万円給付のときと同様に、対象者の方にはこちらから確認書をお送りし、御返送いただき、その内容の確認ができた方から順に希望する口座へ振込処理を行います。

事務費等も含めた総事業費は 9,924 万 3,000 円、財源としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 9,924 万 3,000 円を充てることとしておりまして、100% 国庫補助となりま

す。

歳出につきましては、各種事務的経費のほか、物価高騰対応重点支援給付金としまして9,800万円を計上いたしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午後0時04分 散会～